

令和2年度 掛川社会福祉事業会 事業計画

平成26年度に策定した「掛川社会福祉事業会10ヵ年計画」に基づく事業実施も、策定時より半期を経過致しました。策定当初からの環境変化、特に介護保険事業に関しましては、介護報酬の減額改定による収入減少に加え、人材確保のための派遣職員、会社紹介による採用者の増による人件費の高騰、業務委託経費の経年支出増額等を反映した中期計画予算の補正が必要であることから、今後5年間を見通した予算計画を再策定して参ります。併せて、法人経営及び各事業経営についても、実施方向性の再確認、取り組むべき項目整理を進めて参ります。

今般、大企業にて先行して法制化された働き方改革の一環である、正規職員とパート従業員等非正規職員との待遇差に対する措置が、令和3年4月（2021年4月）に中小企業を含め完全実施されることから、当法人においても制度主旨を正しく理解し、必要な対応に着手して参ります。これまで長い年月において、雇用形態の違いを問わず、両者が協働することで利用者生活の向上が図られてきた歴史がありますが、労働環境や労働条件面に視点を当てると、正規と非正規雇用の賃金、処遇、雇用形態の違いが、それぞれの業務内容に明確に区分され、適正に反映されているとは言い難い状況にあります。現状の職員体制のなか、対人処遇の実践において当該業務上の区分をどのように整理できるか、課題は山積していますが、それぞれの職員が納得して就業できる環境を整備していくことで、それぞれが働き甲斐を感じる場所となることを目指して参ります。

法人事業運営については、昨年度より導入した各種委員会活動を一層活性化して参ります。社会福祉法人としての公益的取り組みの推進、労働人口減少の中での介護・福祉人材の確保、入職後の職場定着及び法人職員としての資質向上に向け、前年度委員会取組の検証を進め、抜本的見直しを含めた運営内容の一層の充実及び活動成果を目指して参ります。特に、人材確保、人材育成は法人経営において喫緊の課題であることから、その取り組みにはスピード感をもって対応致します。昨年度実施しました「職員就業意識調査」では、当法人事業所への就業継続意欲は総じて高いものの、上位職位への昇任昇格意識は低位となっております。職員の大半が現状業務に満足している結果は、定着率には反映されるものの、組織としての成長、発展には停滞が懸念されます。キャリアパスの仕組み、人事考課制度の更なる充実を図って参ります。

全社的委員会運営のもう一つの目的は、各事業利用者へのサービスの質の標準化を図ることにあります。事業ごとの環境の違いや、利用者の特異性を尊重しながらも、利用者処遇や取組実践に当たる際の見方、考え方、行動判断の根拠を同じくすることにあります。委員会決定事項や取組が、適切に各専門職域に浸透し確実に実践されるよう管理して参ります。

また、各事業の実施に際して使用する設備及び備品に関して、積立金の計画的使用により、修繕履歴、耐用年数等を考慮した未然防止策を講じて参ります。

このような背景より、令和2年度における重点目標及び取組みは、下記の通りと致しました。

(1) 「掛川社会福祉事業会10ヵ年計画」実施状況の中間評価と補正

- ①社会福祉法人を取り巻く社会情勢の変化と今後の見通し
- ②法人本部及び各事業の実施結果検証と実施予定項目の見直し
- ③償還財源確保と将来に向けた積立金計画の再構築

(2) 健全な職場環境の構築と働き方改革の推進

- ①雇用形態、資格の有無及び経験年数の差異に依拠する業務分掌の確立
- ②時間外労働命令の適正化と縮減
- ③服務規定の周知徹底による業務ガバナンスの構築

(3) 人材の確保・育成・定着

- ①職員募集方法の再検討(リクルートパンフレット・ホームページ等広報媒体及び就職フェアへの参加方法の見直し)
- ②人材育成研修体系の整理と入職時プリセプター制度の抜本的見直し
- ③キャリア別外部研修への派遣と役職後継者の育成
- ④採用職員定着に向けたOJTの充実(指導的役割を担う中間層の育成)

(4) 委員会運営の活性化

- ①実践取組みのスピード化と年度内成果測定
- ②参加委員の当事者意識と責任性の啓発
- ③委員会と事業所、部署の相互連携の強化

(5) 設備・備品の維持管理及び老朽化対策

- ①既存設備備品の適正取扱いの徹底
- ②年次計画による更新対応

令和2年度
特別養護老人ホームかけがわ苑 事業計画書

事業方針

特別養護老人ホームでは、策定より半期を経過した10ヵ年計画を評価した上で、昨今の社会情勢から今後5ヵ年の計画を見直すとともに、政府の働き方改革関連法により求められている同一労働同一賃金の対応等を含めた労働環境の改善をすすめて参ります。

利用者サービスにつきましては、個性を反映したケアプランの作成と内容の充実を図るため、利用者個々のニーズを「私の暮らしシート」から情報を集約し活用しておりますが、「介護過程の実践」則ち、利用者その人を中心に置いた介護を計画・実践することで、利用者本人が望む暮らしの提供（ACPの実践）に努めます。そして、介護機器の充実を図るとともに行事・レクリエーションの企画には音楽療法や運動療法等の内容を取り入れて参ります。

また、昨今は、社会情勢による医療提供体制の変革の余波が確実に到来しており、医療を必要とする方々の入所申し込みが増加傾向にあります。現在は、主治医からの診療情報提供書を当嘱託医が確認の上、軽度な医療行為を要する方であれば入所の受け入れを行っておりますが、地域包括ケアシステムが構築されていく中、当施設でも医療ケアの必要がある方の受け入れ条件の見直しは必至と考えます。そのため、今年度は現状と今後の看護体制において提供出来る医療行為について整理し、医療的ケアの専門職である看護師と連携しながら登録喀痰吸引等事業者への登録準備をすすめることで時代のニーズに適応した地域から選ばれる施設を目指します。

防災関係におきましては、近年の異常気象による大規模災害に備えて施設における災害対策を講じ防災設備と備品の充実を図ること、地域防災の観点からは近隣施設等との連携を取り、共助・協力が得られる体制を構築し、利用者および職員の安全が確保できるネットワーク作りに取り組みます。

事業目標

- ①利用者の確保（稼働率 99.0%）
- ②新たな介護手法・ACPの導入、介護機器の積極的活用
- ③排泄・褥瘡管理対策の徹底
- ④医療提供の基準作成と専門的知識の習得
- ⑤サービスの質の向上
- ⑥災害リスク管理体制の構築
- ⑦職員の働き方改革の推進

具体的取り組み

- ①-1 要介護認定有効期間が更新されている申込者に対し現況確認を行い、継続申込みの案内をする。
 - 2 地域包括支援センター及び居宅ケアマネジャーに対し、施設介護サービスの内容だけではなく、虐待ケースや緊急時の受け入れ体制等も含めて、信頼につながる情報を発信する。
 - 3 空床発生から新規入所までの所要期間を10日と定め、事前のアセスメント及び診療情報提供書提出依頼を計画的に行う。

- ②-1 職員腰痛予防のための利用者移乗用介護機器のほか、新たに導入すべき介護機器についての検討とともに、多職種連携体制の強化、夜勤業務の効率化を研究する。
 - 2 「私の暮らしシート」を使用し、利用者本人の望む生活（ACPの実践）を目標としたケアマネジメント及び伴走型支援を提供する。
 - 3 日常生活上の便宜の提供として、利用者の意向を踏まえた外出の機会を確保する。

- ③-1 多職種がそれぞれの立場で利用者の排泄障害の原因を探り、コンチネンスケア（排泄管理）の観点から問題解決に取り組む。
 - 2 褥瘡ケアマネジメントにおけるPDC Aサイクルを確立し、必要な対応方法を標準化する。

- ④-1 医療ニーズが高まる中、当施設で実施すべき医療行為についての必要性和リスクに関して基準を定める。
 - 2 他機関の認定看護師から専門的知識（褥瘡・皮膚トラブル・排便コントロール等の対処方法）を学ぶ。

- ⑤ -1 外部評価・内部評価の実施及び評価結果への対応
 - 2 職員個人としての専門性を高めるため、人材育成活動や地域貢献活動に参画し、人に「教える・伝える」経験を通じて、自己研鑽に努める。
 - 3 組織マネジメントレベルを向上させるため、専門知識を有する外部講師を招聘し研修会を開催する。
 - 4 利用者個々の栄養状態の把握に努め、適宜、栄養計画の見直しを図ることにより、適切かつ効率的な食事の提供を行なう。

「食べる楽しみ」に繋がるよう手作りおやつを提供を月1回実施する。

- ⑥-1 職員の安否確認、事業継続を図るため、災害時安否確認システムを活用した訓練を実施する。
 - 2 部署・フロア単位で長期停電を想定した備蓄品・備品の整備を図り、全職員に対して取扱い手順の習得を徹底する。
 - 3 日常業務と一体のものとして安全衛生対策の取り組みを実施する。
 - 4 施設防災の給食班委員および職員全員に防災備蓄品の取り扱いや管理について情報共有を行う。
 - 5 防災意識の向上のため、6月と11月の総合防災訓練の開催に合わせて防災担当者会議を開催する。

- ⑦-1 業務内容を見直すことで効率化・省力化を図るとともに適正な労働時間管理を行う（長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進）。
 - 2 魅力ある職場づくりを目指す労使双方の意識改革と研究・実践を行う。
 - 3 働き方改革への対応（正・非正規職員の業務分掌の可視化）とシニア層の就業促進（身体に負荷の少ないシニア就業メニューの確立）。
 - 4 ボランティア等地域資源の開拓と有効活用。

令和2年度
かけがわ苑短期入所生活介護事業所 事業計画書

事業方針

高齢者福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、策定から半期を経過した10ヵ年計画を見直すとともに、地域で生活される高齢者・家族等を下支えする社会資源の一つとして、あるべき機能、求められるニーズを再考して参ります。特に医療的ケアを要しても在宅中心で安心した暮らしに寄与できるよう、医療・介護・暮らしの連携強化を目指す国の方針に則り、施設介護の利点を活かした多職種協働によるサービス提供に努めます。かけがわ苑の「利用者本位」の基本理念に従い、利用者・家族の意向に寄り添った対応を心掛けながらサービスの向上・拡充を目指します。

また、一方では安定的な労働力の確保もサービス向上には欠かせないものと捉え、魅力ある職場づくりとして業務の効率化を図る等、職員の働き方改革も推進して参ります。

事業目標

- ①個別ケアを充実し、ショートステイ利用を有意義に感じていただけるように努める。
- ②在宅生活における健康状態や地域介護サービスの利用状況等の把握を行い、処遇に反映させることで、状態の維持・改善を目指す。
- ③専門性を発揮した援助技術の実践を通じて安定した稼働率を維持する(目標稼働率92.0%)。
- ④短期入所事業に従事する職員の働き方改革を推進する。

具体的取り組み

- ①-1 生活歴や性格、趣味、在宅での生活リズムや習慣をアセスメントし、個別ケアの実践につなげる。
 - 2 心身機能の維持向上に向けた療法的なレクリエーションの採用をはじめ、新たなサービス導入に向けての検討を行い実践する。
- ②-1 利用者が持参する在宅支援ノート等への記録・活用により、在宅看護との連携を図るとともに他の社会資源との橋渡しとなる。
 - 2 体調に変化が見られた際は看護師と相談し、随時家族へ連絡していく。利用期間中の様子は退所記録にて家族と担当ケアマネジャーへ報告する。
 - 3 褥瘡や誤嚥性肺炎を併発しないよう、多職種が専門性を発揮しながら、必要に応じたケアならびに利用者・家族への指導、助言を行う。うがい・手洗い等の標準予防策の徹底に努めることで感染症を予防する。

- ③-1 身体拘束・虐待防止の意識を強化し、さらには感染症対策にも十分に配慮していくことで利用者の安全性と利用率の維持につなげる。
 - 2 これまでの対人援助技術ならびに相談援助技術の裏付けをもって営業活動を行い、法人全体の稼働率安定を目指して通所から短期入所、そして特養入所へと利用を繋げていく。
 - 3 介護保険関連の最新情報取得に心掛けるなど、自己研鑽に努めることで専門職としてのスキルアップにつなげる。また、チームで情報共有を行うことで全体の底上げをはかる。
- ④-1 業務内容を見直すことで、効率化・省力化を図るとともに適正な労働時間管理を行う。
 - 2 魅力ある職場づくりを目指す労使双方の意識改革と研究・実践を行う。
 - 3 取組に係る費用対効果について検証する。

令和2年度 かけがわ苑
通所介護・第1号通所介護事業所 事業計画書

事業方針

介護保険制度の動向として要介護1、要介護2の軽度者への通所介護サービスを地域支援事業へ移行させ、より専門的なサービスを必要とする重度者に重点化すべきという構想が上がっています。そんな中でも、かけがわ苑通所介護事業所が一番に選ばれる通所介護事業所となるべく、職員がひとり一人の利用者様に真摯に向き合い、利用者様の意思を尊重した「ご利用者本位」の実現を目指しサービスの充実を図ってまいります。また、働き方改革の取り組みをすすめ、正規、非正規職員の雇用形態の違いによる業務内容の精査を行っていくとともに、職制に応じた業務の改善に努めてまいります。

事業目標

- ①安定した経営状況を確保するため、1日の要介護利用者数19人を目標とし、経費削減に取り組む。
- ②認知症の方の理解と適切な対応を心掛け、利用者の生活機能の維持・向上に努め、認知症加算の取得を継続する。
- ③自立支援の継続
通所介護計画、通所予防計画に基づいたケアを提供し、看護師体制を充実させ機能訓練を強化するとともに、在宅支援の視点での身体機能の維持向上が図れるよう支援する。
- ④サービスの質の向上
介護・看護の専門性を高め必要な知識を共有するとともに、医療ニーズや重介護者に対応できるよう更なる資質向上と関係機関との多職種連携を図っていく。
- ⑤利用者の喜びが職員の喜びとなるよう、利用者様と職員のより深い信頼関係の構築に努める。

取組項目

- ①関係事業所に月2回以上の空き情報の提供を実施、情報共有と連携を密に行い利用者の確保に努める。
- ②職員会議での内部研修を隔月に開催し、資質向上に努める。
- ③利用者様個別のニーズ把握を行い、行事企画等に反映させサービスの充実に努め、あらためてかけがわ苑デイサービスの特色を作る。
- ④法人委員会事業による情報共有を行い、サービスの標準化に取り組む。

令和2年度
かけがわ苑居宅介護支援事業所 事業計画書

事業方針

2021年の介護保険法改正案として、介護保険に係る財政課題解消のため、ケアプラン有料化の検討がなされました。賛否両論の末、見送りとなりました。一方、AIによるケアプラン作成については、今後導入が進められていくなか、当居宅介護支援事業所ではAIが成しえないコミュニケーション力を身につける必要性を認識しております。利用者にとっての単なる「御用聞きケアマネ」にならないよう、毎週1回の定例会議に合わせ、内部研修を進めることで、選ばれる居宅介護支援事業所を目指して、ケアマネジメント能力を高めて参ります。また働き方改革の一環である正規職員と非正規職員との格差是正につきましては、待遇差に応じた業務の在り方について精査を行い、働きやすい環境を整備して参ります。

事業目標

① 利用者の確保・維持

安定した経営状態を確保するため、1ヵ月当たりの事業所合計160件（管理者25件、正規職員1人あたり35件、非常勤1人あたり30件）を目標とします。

② 質の高いケアマネジメントの推進

主任ケアマネジャーにより、ケアマネジャーの指導や育成、ケアプラン作成の助言や支援を行ない、ケアマネジメント実践能力の向上に努めます。

③ 地域包括ケアシステムの推進

関係機関と連携を密にし、多職種協働による医療・介護を紹介できる関係を構築して参ります。

④ 人材育成

キャリア別研修を充実させ、主任ケアマネの後継者育成を図ります。

事業取組

① 適正なケアマネジメント業務の実施状況に係る定期点検

② 要介護認定訪問調査件数の月3件受託

③ 予防給付におけるケアマネジメントの月30件受託

④ 介護支援専門員実務者研修における見学実習の受け入れ

⑤ 定例会議の充実及び内部研修の計画的な開催

⑥ 地域包括支援センター等の関係機関との連携による、地域で高齢者を支える支援体制作り

⑦ 同一法人内での情報共有及びサービスの標準化

令和2年度 掛川市ききょう荘事業計画書

事業方針

養護老人ホーム掛川市ききょう荘は、社会福祉制度における幅広いセーフティネットとして、画一化された施設サービスではなく、利用者の多様な福祉ニーズに対応し、在宅生活が困難な方への安全確保を優先することを念頭に置き、利用者を受け入れて参ります。様々な問題を抱える高齢者が増えるなかで、地域における役割は大きくなっており、関係機関との連携、各種制度を活用しながら、懇切丁寧な相談支援を実践し、地域に認知され必要とされる施設を目指して参ります。

また平成26年度に策定した「掛川社会福祉事業会10ヵ年計画」に基づく事業の進捗を評価し、計画の更新に取り組んで参ります。施設修繕につきましては、掛川市が策定した施設長寿命化改修計画を基本としながらも、設備備品の維持管理及び老朽化対策を掛川市と随時協議して参ります。

社会的に深刻な課題となっている「人材確保・育成」につきましては、施設として限られた人材で高いパフォーマンスを得るためにICT導入の検討や既存の設備を拡充し業務の効率化を図ると共に、健全な職場環境の構築と働き方改革を推進して参ります。

利用者処遇については委員会活動を軸とし、職員一人ひとりに幅広い視点や知識を学ぶ姿勢を求め、サービスの質の標準化に取り組んで参ります。

事業目標

1. 相談援助

①個別処遇計画におけるマネジメントプロセスの確立

- ・三者面談を実施し、処遇の方向性や留意点、支援サービスの必要性などを利用者、家族と共に検討します。
- ・個別処遇計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、福祉サービスや介護保険サービス、ボランティアの利用などを個別処遇計画に位置付けます。

②入退所支援

- ・新規利用者に対し入所時の背景や個別事情をアセスメントし、個人的・社会的な課題や価値観への理解を示し、処遇計画を作成します。
- ・入所に際しては、利用者又はその家族に対しサービス内容をわかりやすく説明できるよう新たに「重要事項説明書」を作成します。
- ・利用者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービス事業者と密接な連携に努めます。

2. 生活支援

①日常生活の充実

- ・利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう「カラオケクラブ」と「買い物ツアー」の内容を見直します。

②地域との交流

- ・施設行事であるグラウンドゴルフ大会及び夏祭りに地域住民を招待します。また水垂地区祭典屋台の受け入れ、地域防災訓練会場としてグラウンドを提供するなど地域との連携に努めます。

③他施設との交流

- ・処遇内容の向上を目的として、他施設へ職員を派遣する「施設間交流」に参加します。

3. 健康管理

①口腔機能の維持向上

- ・食えることやコミュニケーションのための機能を維持し、心身ともに自立した生活を送るため、新たに「葛ヶ丘歯科」を協力歯科医療機関と定め、年1回歯科検診を実施します。

②感染症対策

- ・様々な感染症から身を守るため、「感染・褥瘡防止委員会」を中心に利用者への啓発、マニュアルの見直しを行います。
- ・パンデミック時の危機管理やBCP対応、備蓄品などの対策を進めます。

4. 食生活・栄養管理

①多様なニーズへの対応

- ・従来の給食スタイルの献立を見直し、食べる楽しみが持てるよう、メリハリのあるメニュー構成にしていきます。特に、昼食は流行の食材や全国のご当地グルメ、利用者のリクエストメニュー等を取り入れることで、目先の変った食事提供に努めます。
- ・糖尿病や高血圧などの病態別の食事対応を致します。また、咀嚼や嚥下等の問題がある方については、多職種との情報共有により食事形態を随時変更し対応に努めます。
- ・多職種と連携しながら、健康状態を把握し、嗜好品を含めた食生活指導を行います。

②安全衛生

- ・食材の検品から調理・提供に至るまで厨房内の衛生環境の徹底に努めます。
- ・厨房内の設備の管理を徹底し、故障等により業務に支障が出ないように迅速に対応していきます。また、大型機器の更新を計画的に進めます。
- ・感染症等による食中毒を予防するため、職員間でマニュアルを徹底し、感染症拡大防止に努めます。
- ・災害時における食事の支援方法を確立します。

5. 災害対策

①食材、備品の災害備蓄

- ・ランニングストック（通常運用品）と災害備蓄（在庫備蓄）を組み合わせて、日頃から計画的に備蓄管理を行います。

②災害時に備えた職員研修の実施

- ・定められた役割分担のもとに行動できるよう、職員一人ひとりに施設の消防計画や災害対策マニュアルを十分理解させるための研修を実施します。
- ・AED、救急救命の研修を実施します。

③災害時に備えた総合防災訓練の実施（2回/年）

- ・日勤帯と夜勤帯を想定して防火管理者と担当職員が連携を取り、実践的な防災訓練を実施します。
- ・災害発生時には、避難誘導、安否確認、消火活動、救出、救護活動、保証人及び行政との連絡を想定した訓練を行います。

6. 設備・環境整備

①ケア総合記録システムによる記録業務のICT化

- ・タブレット端末を導入することで紙の帳票を極力廃止すると共に、記録の転記など事務作業の軽減することについて研究します。
また、タブレットを使用することで写真動画の記録が可能になり、それらを処遇記録、行事記録、研修資料として活用することについても研究します。

②防犯カメラの増設

- ・施設へ来所される方の出入管理や、不審者等の侵入を未然に抑止する環境を整備することで、利用者が安心して生活できるシステムを構築します。

③喫煙所の設置

- ・健康増進法が2020年4月1日より全面施行することを踏まえ、望まない受動喫煙を防止するため、新たに喫煙所を設置することを掛川市と協議します。

④掛川市年次計画による更新対応等

- ・温水ボイラー、貯湯槽更新。
- ・居室エアコン設置。
- ・その他、状況を判断し必要と思われる工事は、指定管理者である掛川市と協議の上、順次対応します。

令和2年度 掛川市西部地域包括支援センター事業計画書

1	委託事業	地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行い、また地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
2	事業期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
3	担当圏域	掛川市 (桜木 西郷 原泉 和田岡 原谷 原田) 人口27,225人、高齢者人口6,820人、高齢化率25.1% ※R1.6.28現在 (運協資料参照)
4	職員体制	常勤 管理者兼保健師：1名・主任介護支援専門員：1名・社会福祉士：1名 社会福祉主事：1名 非常勤 看護師：1名
5	事業の目的	地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）は、地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助を行い、また、地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
6	運営の基本方針	<p>(1) 地域包括ケアの推進 地域包括は、担当地域の特性や実情を踏まえ、地域の高齢者が抱える課題を把握し、保健、医療、福祉サービスだけでなく、地域の支えあい活動やボランティア活動などあらゆる社会資源と連携を図り、中核機関としての役割を果たすよう地域包括ケアの推進に取り組みます。</p> <p>(2) 専門職によるチームアプローチ 地域包括に配置された社会福祉士、保健師（看護師）、主任介護支援専門員の資格を持った職員が、多様化、複雑化した相談等に対応するために、それぞれの専門性を活かし、連携、協働しながら問題解決を図る、“チームアプローチ”を実践します。</p> <p>(3) 公正性・中立性の確保 地域包括は、市の介護、福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正かつ中立性を確保し、その運営に関する費用は介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解したうえで、適切な事業運営に努めます。</p> <p>(4) 地域包括ケアシステムの構築 団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域包括支援センターは市と一体となって地域包括ケアシステムに向けた取組を推進します。</p> <p>(5) その他 法人社会貢献事業への協力 地域ニーズを把握し必要に応じ法人と協議し協働で取り組みを推進します。</p>

7	事業内容	<p>(1) 総合相談支援業務 ①実態把握②総合相談</p> <p>(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待の早期発見、早期介入②成年後見制度等の利用支援 ③消費者被害への相談支援</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援①地域における包括的・継続的ケア体制の構築②介護支援専門員への支援</p> <p>(4) 介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>(5) 地域におけるネットワーク活動の展開</p> <p>①地域の見守り活動の周知・拡大②災害時における対応等の検討 ③地域の社会資源の掘り起こしと活用</p> <p>(6) 認知症に関する取り組み ①認知症の予防②認知症高齢者に対する支援③認知症疾患センターとの連携 ④認知症初期集中支援チームへの対応</p> <p>(7) 生活支援体制整備事業に関する取り組み ①生活支援サービスの基盤調整②制度改正の周知</p> <p>(8) 地域ケア会議の開催</p> <p>(9) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務</p> <p>(10) 社会貢献事業に関する取り組み ①介護知識・技術の普及啓発 ②西部ふくしあ入所団体との連携</p>
8	地域ケア会議	<p>個 別：開催数10回(随時開催)</p> <p>内 容 個別課題を多職種協働による検討実績を積み重ねる。</p> <p>地 域：開催数9回(1回/年・相談協力員懇話会と重複)</p> <p>内 容 地域課題のテーマを絞り込み関係機関・地域関係者と検討を図る。</p>
9	相談協力員懇話会	<p>開催数 8回(開催時期：6月から9月)</p> <p>内 容 支援センターとの情報交換、相談協力員相互の情報交換を行う。</p>
10	高齢者虐待防止連絡会	<p>開催数 1回/年(市事業への協力)</p> <p>内 容 関係機関とのネットワーク形成、事例検討 等</p>
11	地域包括支援センター運営協議会	<p>開催数 2回/年(開催時期：6月、2月)</p> <p>内 容 地域包括支援センターの適切な運営に関する協議</p>
12	地域包括支援センター責任者会議	<p>開催数 12回/年(開催時期：毎月)</p> <p>内 容 市と地域包括支援センター管理者との実務レベルの各種連絡調整</p>
13	地域包括支援センター専門職員会議	<p>開催数 年18回(保健師：6回/社会福祉士：6回/主任介護支援専門員：6回)</p> <p>内 容 専門職ごとに情報交換及び解決すべき課題を検討します。</p>
14	介護予防ケアマネジメント(事業対象者)	<p>プラン作成件数 直営：50件 委託：50件 合計：100件</p> <p>プラン請求件数 直営：300件 委託：300件 合計：600件</p>
15	介護予防支援業務(要支援1・2)	<p>プラン作成件数 直営：20件 委託：120件 合計：150件</p> <p>プラン請求件数 直営：120件 委託：720件 合計：840件</p>

16	地域包括支援センター 周知事業	周知数 25回 内 容 シニアクラブ・高齢者サロン・小学校・中学校等での広報
17	福祉サービス利用者 のアセスメント	件 数 15件 内 容 生きがい活動等支援事業、配食サービス等、申請者のアセスメント
18	民生委員連携による 実態把握調査 (調査票回収件数)	市から提示される対象者リストにより民生委員が訪問。 (調査票とりまとめ及び民生委員への支援。)
19	実態把握 (調査票結果 による把握も含む)	・実態に応じて対応。
20	ケアマネジャー資質向 上のための研修・会議 (包括主催による)	回 数 1回 (開催時期:未定) *圏域内ケアマネサロン1回 内 容 居宅介護支援事業所間情報交換の場と資質向上に向けた勉強会・社会資源の共有と整理
21	社会資源等の把握や 連携強化の取り組み	ふくしま圏域ごとに配置された第2層生活コーディネーターと連携し、社会資源の発掘や、高齢者を支えるための多職種とのネットワーク構築を図ります。
22	事業者 (配達員) から の通報受理	・実態に応じて対応。
23	職員研修	内 容 現任研修等、各種研修会に参加し業務に必要な知識と技術を習得するとともに多職種との連携を図ります。
24	認知症サポーター 養成講座	開催数 3回/年 (市事業への協力) 内 容 主催開催・キャラバンメイトとの共催開催・市事業への協力
25	認知症予防周知活動	周知数 12回/年 内 容 認知症予防啓発パンフレットを活用した地域広報活動の実施
26	もの忘れ早期発見相談 票の活用及び圏域内医 師との連携による支援	・実態に応じて対応。
27	認知症に関する 圏域内連携・研修	・自治会等に対する認知症支援に関する講座開催
28	認知症疾患医療 センターとの連携	・連絡会議への出席 (各月) ・サポート医との連携会議共催協力 (2回/年)

29	健康・福祉講座	周知数 12回 内 容 シニアクラブ・高齢者サロン・小学校・中学校等にむけての活動
30	その他	「西部ふくしあ」入所団体と共に地域の医療、保健、福祉、介護の総合支援拠点として、民生委員をはじめ、地域における関係会議等を通して、在宅医療、在宅介護、生活支援の充実が図れるよう情報提供を積極的に実施し、地域包括ケアシステムの具体的構築に努めて参ります。 お便り「ほっこり」発行 年2回